

手話言語条例にかかる背景（参考）

「手話言語」に係る背景

- 明治 13 年 イタリア国際会議で、ろう教育では口話法（読唇と発声訓練）を教えることが決議
- 昭和 8 年頃 ろう教育で口話法が用いられるようになり、ろう学校での手話の使用が事実上禁止
- 平成 18 年 国連障害者権利条約で、言語には手話等の非音声言語を含むことが明記
- 平成 22 年 カナダ・バンクーバー国際会議で、明治 13 年のろう教育の場で手話を排除する決議を撤廃
- 平成 23 年 改正障害者基本法で、言語に手話を含むことが明記
- 平成 25 年 鳥取県手話言語条例制定【全国初】
- 平成 26 年 条約批准により我が国で効力が生ずる（2月19日）
府議会にて「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書採択（3月24日）
- 平成 27 年 大東市こころふれあう手話言語条例が制定（11月1日施行）
- 平成 28 年 大阪市こころを結ぶ手話言語条例が制定（1月18日施行）
4月1日より「障害者施策推進協議会」に手話言語条例検討部会設置

「手話によるコミュニケーション支援」に係る背景

- 昭和 25 年 身体障害者福祉法の施行
- 平成 15 年 支援費制度スタート
- 平成 18 年 障害者自立支援法の施行
- 平成 25 年 障害者総合支援法の施行
同法で高専門性意思疎通支援（手話等による支援）事業が必須化
- 平成 28 年 障害者差別解消法・障害者雇用促進法の施行

【全国自治体の状況：H28. 3. 30 現在】

手話言語条例制定（H28. 3. 30 現在）	鳥取県、神奈川県、群馬県、長野県、埼玉県、沖縄県 （市町村は大阪市・大東市ほか 34 市、5 町）
手話言語法制定の意見書採択（H28. 3. 3 現在）	全自治体採択（47 都道府県、1, 741 区市町村）

※手話言語法の制定について、国に特段の動きなし。